



室蘭基署発 0818 第 7 号
平成 28 年 8 月 18 日

各 位

室蘭労働基準監督署長



平成 28 年度「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」の実施について

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道において、平成 27 年に療養を要するじん肺管理区分 4 及び合併症と決定された者は 39 人、また、現に粉じん作業に従事している労働者で新たにじん肺の所見があった者は 2 人と、じん肺で療養を要する者及び新規有所見者が今なお発生しています。

このため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を推進期間とした「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん障害を防止するための総合的な対策を推進しているところです。

この様な状況の下、本年度も、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策が着実に推進されるよう、別添の「平成 28 年度粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱」により本月間を実施いたします。

つきましては、趣旨を御理解いただき、本月間が効果的に実施されることにより、あらゆる事業場において粉じんの有害性が再認識され、粉じん障害防止対策のより一層の定着化が図られるよう、関係者への周知、啓発及び指導等につきまして特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年度 粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱

主 唱 北 海 道 労 働 局
室 蘭 労 働 基 準 監 督 署

1 趣 旨

北海道において、平成 27 年にじん肺管理区分の決定を受けた 205 人のうち、療養を要する管理区分 4 及び合併症と決定された者は 39 人、また、現に粉じん作業に従事している労働者で新たにじん肺の所見があった者は 2 人と、じん肺で療養を要する者及び新規有所見者が今なお発生しています。

また、依然としてじん肺健康診断の未実施、呼吸用保護具の未着用等基本的な事項が実施されていない等の問題が認められます。

このため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を推進期間とした「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん障害を防止するための総合的な対策を推進しているところです。

その一環として、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、関係者において粉じんの有害性を再認識し、粉じん障害防止対策のより一層の徹底が図られるよう、行政機関、関係団体、事業者のそれぞれが役割を果たし、かつ連携して取り組むこととします。

2 実施期間

平成 28 年 9 月 1 日～9 月 30 日

3 重点事項

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断作業に係る対策の推進

- ①粉じん作業であることの周知（作業場の見やすい場所に「粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具を使用する必要があること。」等要旨の掲示）
- ②「保護具着用管理責任者」の選任と呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る対策の推進

- ①特定粉じん発生源に係る局所排気装置・除じん装置等の設置
- ②「検査・点検責任者」の選任と局所排気装置等の検査及び点検、補修の実施、
- ③作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく作業環境改善措置の徹底
- ④特別教育の徹底
- ⑤「保護具着用管理責任者」の選任と呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
- ⑥たい積粉じん清掃責任者の選任とたい積粉じん除去のための清掃の推進

(3) ずい道等建設工事に係る対策の推進

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 平成 20 年 3 月一部見直し。）に基づき、

- ①粉じん対策に係る計画の策定
- ②粉じん発生源対策の実施
- ③換気装置による換気の実施等
- ④粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- ⑤防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具の常時使用
- ⑥特別教育及び呼吸用保護具の適正な使用に関する教育の実施

⑦発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の徹底

(4) 離職後の健康管理の推進

「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配付による離職後の健康管理の周知徹底、離職者に対する最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等の提供

4 北海道労働局が実施する事項

- (1) 本月間を関係者に周知する。
- (2) 労働災害防止団体及び関係事業者団体等に本要綱に基づく事項の実施を要請する。
また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。
- (3) 各種会議等で関係者に本要綱に基づく事項の実施を指導する。

5 労働基準監督署（支署）が実施する事項

- (1) 本月間を関係者に周知する。
- (2) 管内の労働災害防止団体の分会、関係事業者団体等に本要綱に基づく事項の実施を要請する。また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。
- (3) 集団指導、個別指導及び監督指導等を行う。

6 労働災害防止団体、関係事業者団体等が実施する事項

- (1) 本月間を会員事業場に周知する。
- (2) 関係事業場へのパトロール等を実施する。
- (3) 粉じん障害防止のための説明会、健康相談等を実施する。

7 事業者が実施する事項

- (1) 本月間の実施について関係労働者に周知する。
- (2) 経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医及び職長などの現場監督者等による粉じん作業場のパトロールの実施による総点検を実施し、本要綱3に掲げる重点事項をはじめとして、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に係る粉じん対策の徹底を図る。
- (3) 労働基準監督署（支署）、労働災害防止団体及び関係事業者団体等が開催する粉じん障害防止のための説明会等に積極的に参加する。
- (4) 粉じん作業従事者、作業指揮者に対し、粉じんの有害性に係る認識を徹底させるための労働衛生教育を実施する。
- (5) 毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施する。
- (6) じん肺有所見者に対し、じん肺の進行を防止するため、産業医や地域産業保健センターの医師等による保健指導及び「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成9年2月3日付け基発第70号）に基づく健康管理教育を実施する。
さらに、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診）の実施及び積極的な禁煙の働きかけを行う。
- (7) 平成27年10月1日施行の「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令」の改正内容の徹底を図る。

○これまで粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則において粉じん作業として定められていなかった、鋳物工場の製造作業の工程のうち砂型を造型する場所における作業についても、粉じん作業として定めます。

○砂型を造型する作業について有効な呼吸用保護具の着用が必要となり、砂型を造型する場所における作業についてじん肺健康診断を行うことが必要となります。

第8次粉じん障害防止総合対策について



新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年と比べ、大幅に減少し、近年は200人台で推移しており、平成23年においては初めて200人を下回り(174人)、粉じん障害の防止対策の効果はあがっております。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第8次粉じん障害防止総合対策(平成25年度～平成29年度)を策定しました。

今後、事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置の実施に協力しましょう。

第8次粉じん障害防止総合対策の重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 離職後の健康管理



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

じん肺について

① じん肺とは

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気をじん肺といいます。

② じん肺の症状

じん肺の初期症状は息切れ・咳・痰が増えるなどですが、進行すると肺の組織が壊され、呼吸困難を引き起こします。また、気管支炎、肺がん、気胸などの合併症にかかりやすくなるので注意が必要です。粉じん作業を行っているときは気づかなくても、じん肺の症状は数年から十数年かけてゆっくりと進行します。

③ じん肺の治療

いったんじん肺にかかると、粉じん作業をやめたあとも病気は進行します。じん肺そのものについては、現在、治療の方法がありません。咳に対しては鎮咳剤、痰に対しては去痰剤、呼吸困難に対しては酸素療法など症状に応じた治療が中心となります。

いったんじん肺にかかるともとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。さらにじん肺を治す根本的な治療がないことを考えると、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより粉じんへのばく露防止対策を徹底することが重要です。



左) 正常な肺

右) じん肺
(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

粉じん則及びじん肺法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）により、屋外での作業を含め、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に従事する労働者は、有効な呼吸用保護具の着用が必要となりました。この周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、作業場の見やすい場所へ掲示するとともに、「保護具着用管理責任者」を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理を推進しましょう。また、電動ファン付き呼吸用保護具の着用も推進しましょう。



- 2 金属等の研磨作業にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

局所排気装置の設置等粉じん発生源に対する措置を徹底するとともに、「検査・点検責任者」を選任し、局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検を実施しましょう。

また、特別教育等を実施するとともに、「堆積粉じん清掃責任者」を選任し、堆積粉じん除去のための清掃を推進しましょう。



- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を進めましょう。

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行いましょう。



＜ガイドラインの主な内容＞

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置



4 離職後の健康管理を進めましょう。

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。離職する方に対して、健康管理手帳制度についてお知らせください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



5 健康管理対策を進めましょう。

じん肺健康診断の実施はじん肺法に基づき事業者に義務づけられています。労働者の健康管理のためじん肺健康診断を実施しましょう。また、じん肺有所見者の方に対してはリーフレット「日常生活において気をつけること～じん肺と診断された方のために～」などを活用して禁煙など健康管理を進めましょう。

厚生労働省ホームページ

◆ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>)

「厚生労働省トップ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「雇用・労働」→「労働基準」→「施策情報 安全・衛生」→「施策等の情報 リーフレット等・参考資料」→「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」

◆ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0703-1.html>)

「厚生労働省トップ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「雇用・労働」→「労働基準」→「施策情報 安全・衛生」→「施策等の情報 リーフレット等・参考資料」→「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課又は労働基準監督署へお問い合わせください。

鋳物を製造する工程において、 砂型を造型する作業も有効な呼吸用 保護具の使用が必要となります。

平成27年10月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業及び砂型を造型する作業も、新たに以下のとおりの措置が必要となります。

○砂型を造型する場所における作業について

- 全体換気の実施
- 休憩設備の設置
※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。
- 清掃の実施
- じん肺健康診断の実施
※砂型を造型する場所において他の作業に従事する者も対象になります。
- じん肺健康管理実施状況報告の提出

○砂型を造型する作業について

- 有効な呼吸用保護具の使用

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
平成27年10月

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

離職後の健康管理 健康管理手帳とは？

○ 健康管理手帳とは

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

○ 労働安全衛生法第67条第1項

都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

○ 労働安全衛生規則第53条第1項

厚生労働省令で定める要件に該当する者は、次の表に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ同表に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。



政令で定める業務	厚生労働省令で定める要件
1 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
2 ベータ-ナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
3 粉じん作業（じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務	じん肺法第13条第2項（同法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規程により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5 無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3%を超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

政令で定める業務	厚生労働省令で定める要件
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離器を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	<p>○ 次のいずれかに該当すること。（石綿等（令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。 3 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。 4 前2号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。 <p>○ 石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。</p>
12 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
13 1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）	当該業務に2年以上従事した経験を有すること。

健康管理手帳の申請について

○ 労働安全衛生規則第53条第3項（抜粋）

健康管理手帳の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第7号）に厚生労働省令で定める要件に該当する事実を証明する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）を添えて、**所轄都道府県労働局長に提出**しなければならない。

○ 申請にあたっての注意事項

- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚の方への聞き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがあります。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。

○ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部健康課

郵便番号 060-8566

住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎

電 話 011-709-2311

または、

室蘭労働基準監督署第三方面

郵便番号 051-0023

住 所 室蘭市入江町1番地13 室蘭地方合同庁舎

電 話 0143-23-6131